東京大学情報基盤センター学際情報科学研究部門

特任専門職員（特定短時間有期雇用教職員）公募

1. 職名　：特任専門職員
2. 募集人数　：1名
3. 着任時期　：2026年12月1日
4. 契約期間　：2026年12月1日～2027年3月31日
 更新の有無　更新する場合がある。更新する場合は1年ごとに行う。
 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
5. 試用期間　：採用された日から14日間
6. 勤務地　：情報基盤センター学際情報科学研究部門　（千葉県柏市柏の葉6-2-3）
 変更の範囲：原則同一部局内
7. 業務内容　：東京大学情報基盤センターでは、2010年度より、8大学（東京大学の他に、北海道大学、東北大学、東京科学大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学）のセンター群から構成される学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点（https://jhpcn-kyoten.itc.u-tokyo.ac.jp/ja/参照）の中核機関として、公募型共同研究を中心とした活動を行って来ました。2022年度からは、計算科学、データ科学、計算機科学をコアとした学際共同研究と研究環境整備を進めています。
 主な担当業務は、この共同利用・共同研究拠点の活動の支援です。具体的には、総括拠点長、共同研究課題審査委員長及び学際情報科学研究部門の教員を補佐し、8大学の事務組織や研究者とも協力して、以下のような活動の支援業務を行っていただきます。
 ・共同研究の公募、実施、審査
 ・シンポジウムの開催関係
 ・共同利用・共同研究拠点の実施報告や評価資料のとりまとめ
 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
8. 応募資格　：1. 学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点の活動内容について理解していること。
 2. パソコンを使った一般事務業務(Word、Excel、電子メール、ファイル共有等)が支障なくできること。本学が提供するシステム（Zoom、Teams、Slack、クラウドストレージ等）を用いて業務を遂行できる、または、使い方を習得する意欲があること。
 3. 円滑なコミュニケーション力、協調性があり、チームワークを尊重できること。
 4. 業務に積極的に取り組み、未経験の仕事についても自ら取り組む姿勢があること。
 大学や研究機関等で予算管理や請求書の発行、収支簿作成等会計事務の実務経験があることが望ましい。

9. 就業日・勤務時間 ： 週 5 日勤務（月～金）
1 日 7 時間 9：00～17：00（休憩 12：00～13：00）
※時間外労働を命じることがある
※業務の都合により変更することがある
※勤務時間は相談に応じます

10. 休日 ： 土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

11. 休暇 ： 年次有給休暇、特別休暇等

12. 賃金等 ： 時給 2,000 円程度　※資格、能力、経験等に応じて決定する。通勤手当（原則 55,000 円まで）、超過勤務手当

13. 加入保険 ： 法令の定めるところにより、健康保険（文科省共済）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入

14. 応募書類 ：
- 履歴書（https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html の東京大学統一履歴書フォーマットを用いること）
- 職務経歴書
- 上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードして下さい
- https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.jouhou-soumu.adm/IgBeLpULljLiQa94pVrfwG0XAXycOQyYKHRyGc0jQemBYtA

※電子ファイルの名前には必ず「学際_特任専門職員_氏名」 を記載ください。
※２～３日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問合せ下さい

15. 応募締切 ： 令和 8 年 10 月 5 日（月）　必着

16. 問合せ先 ： 〒277-0882 千葉県柏市柏の葉 6-2-3
東京大学柏Ⅱキャンパス情報基盤センター
情報システム部情報戦略課総務チーム
電話：04-7133-4658
電子メール：soumu-boshu[at]itc.u-tokyo.ac.jp
※[at]を@に変更してください

17. 募集者名称 ： 国立大学法人東京大学

18. 受動喫煙防止措置の状況 ： 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

19. その他 ：
- 「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
- 選考にあたり面接を行うことがあります。
- 応募書類は返却しません。
- 応募書類をこの目的以外で利用することはありません。
- 適任者が決定次第応募を締め切ります。
- 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契

約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。